

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月11日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第26号

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成17年浜田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年浜田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。